第 4113 号

(2-2)



1994年1月6日創刊·每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2010年)平成22年 1 1月 1日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

⇔ 期限切れ欠損の否認

A:その年度で判定しますので、過去に遡って否認されることはありません。

【解説】

今年度の税制改正で、会社を清算する場合の 税制が財産法から損益法に変更となり、この10 月以降の解散から行われています。これは、解 散をしながら別の法人で同一事業を行うとい うようなことに対処するためといわれていま す。

また、この場合には清算に伴う債務免除益や 資産の譲渡益に対して課税されることから、期 限切れ欠損金の損金算入を認め、その税負担を 軽減させる措置も併せて講じられています。

この期限切れ欠損金の損金算入は、残余財産がない場合にまで課税するのは適当ではないとの考え方から、残余財産がないと見込まれるとき(債務超過の状態にあるとき)に損金算入が認められることとなっており、その判定は、清算中の各事業年度終了のときの現況により行うこととなっています。

ところで、お尋ねのように、たとえば清算中の第1事業年度では債務超過が見込まれたが、第2事業年度では債務超過が解消されたというような場合ですが、このような場合には、第1事業年度に損金算入した期限切れ欠損金は遡って修正しなくてもよいことが明らかにされています。







